

# 答 申 書

(答申第4号)

令和3年4月28日

福井県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

審査請求人が令和2年7月14日に提起した福井市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（令和2年4月20日付け生支第39号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、これを棄却するとの福井県知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

## 第2 審査関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

#### (1) 住宅基礎部の修繕について

平成30年8月17日付けで保護申請した基礎部防水工事が実施されておらず床下浸水がある。この修繕は、平成30年2月の豪雪と平成30年9月の台風により必要になったものである。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の（2）ウによれば、「災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、すでに認定した補修費等住宅維持費にかかわらず被災の時点から新たに補修費等住宅維持費を認定することとして差しつかえないこと。」とされており、通常の住宅維持費とは別に災害による住宅維持費が認定されるべきである。

また、処分庁は、弁明書において「今回の申請までに約2年経過していることから、被災に伴い緊急的に修繕しなければならない箇所とは言い難く、被災に伴う住宅維持費には該当しない。」と判断しているが、修繕するには資金が必要であり、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）から借入れが可能になった段階で他の修繕とあわせて修繕しようと考えていた。

#### (2) 玄関上漆喰の修繕について

漆喰のはがれは、平成30年9月の台風、ひび割れについては、令和2年1月の強風が原因である。令和2年1月に強風が原因で住宅維持費を申請した際、屋根瓦の修繕が緊急に必要であったため屋根瓦のみを申請した。罹災証明書を申請する際も屋根瓦のみとし、漆喰については申し立てなかった。

また、機構から借入れが可能になった段階で他の修繕とあわせて修繕しようと考えていた。

#### (3) 審理員の審理手続について

審理員は、当審査会に証拠を十分に提出しておらず、審理員の審理手続は不当であり、無効である。

### 2 審査庁の主張

審査請求人の主張は、住宅維持費支給の要件に該当しないため、本件審査請求は棄却することが妥当である。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求を棄却すべきである。

#### 2 理由

本件処分は、既に生活保護を受けている審査請求人が、別途、自宅の修繕のため住宅維持費の支給を求める保護申請を行い、それを処分庁が却下したものであり、この処分に違法または不当な点はないか、法令のほか、法定受託事務の処理基準として国から示されている通知等に沿って検討する。

##### (1) 生活保護の基準等

生活保護は、法第8条第1項の厚生労働大臣の定める基準に基づき行われるものであり、同条第2項によれば、「前項の基準は、(中略)最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされている。

また、住宅維持費については、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）によれば、年額122,000円以内とされており、局長通知第7の4の(2)イにより、やむを得ない事情があると認められるときは、この基準額の1.5倍の金額(183,000円)を上限として特別基準での認定が認められている。また、局長通知第7の4の(2)ウによれば、通常の住宅維持費とは別に災害による住宅維持費の認定が認められている。

##### (2) 住宅維持費の認定状況

審査請求人に対する住宅維持費の認定状況は次のとおりである。

申請日	認定日	支給額 (通常)	支給額 (災害)	修繕箇所
H30.5.15	H30.5.25	88,000		・合併浄化槽の防火コンセントの破損 ・雨どいの破損
H30.8.17	H30.8.30	92,000		・西側屋根瓦のずれ ・家屋北側の通気口 ・家屋西側の波板破損 ・基礎部防水工事（未実施）
R1.11.19	R1.11.29	183,000		・床下浸水による床下木材の腐食
	R2.2.20		110,000	・本屋根瓦のずれ、破損 ・罹災証明書（R2.1.8強風）が添付

R2. 3. 26	R2. 4. 20 却下		121, 000 却下	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎部防水工事（再申請）</li> <li>・玄関上漆喰のはがれ、ひび割れ</li> <li>・罹災証明書（R2. 1. 8 強風）</li> <li>・罹災証明書（H30. 9. 30 台風第 24 号）</li> <li>・罹災証明書（H30. 2. 8 豪雪）が添付</li> </ul> </div>
-----------	-----------------	--	----------------	---

### （3）災害による住宅維持費の認定方法

処分庁が災害による住宅維持費を認定する際の、被災の確認方法は次のとおりである。

処分庁では、災害による住宅維持費を認定する際には、市が発行する罹災証明書の提出を求めている。罹災証明書の発行は災害業務を所管する市の別の部署（危機管理課）が行っており、処分庁では、この罹災証明書を申請するために罹災者が提出する罹災証明願の罹災状況欄に被災した箇所が記載されていることを危機管理課に確認した上で、災害による住宅維持費を認定している。

これは、生活保護を所管する処分庁では、災害の都度、家屋等どの箇所がどの災害で被災したかを直接現場で確認することは難しく、住宅維持費の認定手続きにおいて、確実に災害が原因であると判断する方法として、罹災証明願の記載の有無を確認するという方法をとったものである。

### （4）住宅基礎部の修繕について

ア まず、処分庁が災害による住宅維持費を認定しなかった判断について検討する。

保護申請書には、次の3通の罹災証明書が添付されている。審査請求人は、口頭意見陳述では、平成30年2月8日の豪雪および平成30年9月30日の台風第24号の2つの災害が原因であると主張している。

- ① 令和2年1月28日付け罹災証明願（令和2年1月8日強風）
- ② 平成30年11月26日付け罹災証明書（平成30年9月30日台風第24号）
- ③ 平成30年11月26日付け罹災証明書（平成30年2月8日豪雪）

処分庁は、「被災に伴い緊急的に修繕しなければならない箇所とは言い難い」という理由により災害による住宅維持費の支給を認めていないが、国の通知等では、「緊急性を必要とする」という規定は見当たらない。

このため、処分庁に対して、いつ誰がどのように被災の確認を行ったか回答を求めたところ、令和2年4月13日に福祉事務所の担当者が危機管理課において、上記3つの災害に係る罹災証明書の罹災証明願に、基礎部が被災したことについて記載されていないことを確認し、基礎部が被災により破損したものではないと判断したとの回答があった。

処分庁は、災害による住宅維持費を認定する際の通常の方法により確認し、住宅基礎部の損傷は被災により破損したものではないと判断していることから、処分庁が災害による住宅維持費を認定しなかったことは妥当であると考えられる。

イ 次に、処分庁が通常の住宅維持費を認定しなかった判断について検討する。通常の住宅維持費は、保護基準によれば、年額122,000円以内とされている。また、局長通知第7の4の（2）イにより、やむを得ない事情があると認められるときは、この基準額の1.5倍の金額（183,000円）を上限として特別基準での認定が認められる。

この住宅維持費の年額については、「生活保護手帳問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第7の問118によれば、住宅維持費の年額の承認方法は、「はじめて住宅維持費を認定されたときから将来に向かって1か年以内をいうものである。」とされていることを踏まえると、1年を経過しなければ認定することができないと考えられる。

本件については、令和元年11月に特別基準の上限額（183,000円）で住宅維持費を認定しており、1年を経過していないことから、これ以上の金額を認定することはできない。

ウ 以上から、処分庁が基礎部に係る住宅維持費を認定しなかった判断は妥当である。

#### （5）玄関上漆喰の修繕について

ア まず、処分庁が災害による住宅維持費を認定しなかった判断について検討する。

保護申請書に「保護申請令和2年1月17日付け玄関上漆喰のはがれ、ひび割れがあります。」との記載があることから、処分庁は、漆喰のはがれ、ひび割れは、令和2年1月8日の強風が原因であると審査請求人が主張したものと認識している。なお、審査請求人は、口頭意見陳述では、漆喰のはがれは、平成30年9月30日の台風第24号が原因であると主張している。

処分庁に対して、いつ誰がどのように被災の確認を行ったか回答を求めたところ、令和2年4月13日に福祉事務所の担当者が危機管理課において、上記3つの災害に係る罹災証明書の罹災証明願に、漆喰が被災したことについて記載されていないことを確認し、漆喰が被災により破損したものではないと判断したとの回答があった。

処分庁は、災害による住宅維持費を認定する際の通常の方法により確認し、漆喰の損傷は被災により破損したものではないと判断していることから、処分庁が災害による住宅維持費を認定しなかったことは妥当であると考えられる。

イ 次に、通常の住宅維持費の認定については、上記（4）のイのとおり、令和元年11月に特別基準の上限額で住宅維持費を認定していることから、これ以上の金額を認定することはできない。

ウ 以上から、処分庁が漆喰に係る住宅維持費を認定しなかった判断は妥当である。

#### （6）まとめ

以上のことから、住宅維持費の支給を求める保護申請を却下した本件処分に違法または不当な点は認められず、本件審査請求には理由がない。

### 第4 調査審議の経過

令和2年11月26日	諮問の受理
令和3年1月21日	審議
令和3年3月1日	処分庁への調査の実施、審議
令和3年3月30日	審議
令和3年4月27日	審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 住宅維持費に係る規定について

審査請求人は、自宅の基礎部および玄関上漆喰（以下「当該修繕箇所」という。）の修繕費用を扶助費として支給してほしいと主張し、自宅の基礎部については平成30年2月8日の豪雪および平成30年9月30日の台風第24号によって、玄関上漆喰については令和2年1月8日の強風によって、それぞれ被災したと主張している。

住宅維持費の基準額については、保護基準別表第3の1において、年額122,000円以内とされている。また、局長通知第7の4の（2）イによれば、保護の基準別表第3の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の認定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこととされている。さらに、局長通知第7の4の（2）ウによれば、災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、すでに認定した補修費等住宅維持費にかかわりなく被災の時点から新たに補修費等住宅維持費を認定することとして差しつかえないこととされている。

以上のことから、災害に伴い家屋の補修等を要する場合には、保護基準によらず住宅維持費が認定できるものの、災害を伴わない場合には、局長通知第7の4の（2）イにより、基準額に1.5を乗じて得た額である年額183,000円が、住宅維持費の上限になると解される。

### 2 通常の住宅維持費について

まず、当該修繕箇所について、災害を伴わない通常の住宅維持費が認定できるか検討する。

処分庁は、令和元年11月29日に、住宅維持費として183,000円を支給することを決定している。この決定により、審査請求人に対する住宅維持費の額は、局長通知第7の4の（2）イに規定する住宅維持費の年額に達しており、問答集第7の間118によれば、住宅維持費の年額の承認方法は、「はじめて住宅維持費を認定されたときから将来に向かって1か年以内をいうものである。」とされていることから、令和元年11月29日から1年間は、通常の住宅維持費を認定できなかったことが認められる。

審査請求人が当該修繕箇所に係る住宅維持費の支給を申請したのは、令和2年3月26日であり、令和元年11月29日から1年を経過していなかったことから、当該修繕箇所について、通常の住宅維持費が認定できない旨を決定した処分庁の判断に、違法または不当な点は認められない。

### 3 災害に伴う住宅維持費について

次に、当該修繕箇所について、災害に伴う住宅維持費が認定できるか検討する。

#### (1) 処分庁による災害による被害の認定方法について

局長通知第7の4の（2）ウに基づく災害に伴う住宅維持費の認定に当たっては、保護の実施機関が災害による被害を認定する必要があるものの、その方法については、厚生労働省が発出する通知等に示されておらず、保護の実施機関の裁量に委ねられている。

処分庁において、災害に伴う住宅維持費の支給申請があったときは、申請者から罹災証明書の提

出を求めた上で、担当ケースワーカーが、罹災証明書の交付を所管する福井市危機管理課に出向き、提出された罹災証明書に対する罹災証明願の記載内容が申請箇所と合致しているかどうかを確認することによって、災害による被害を認定している。

## (2) 罹災証明書に基づく被害の認定の妥当性について

罹災証明書とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2の規定により、市町村長が、災害が発生した場合において、当該災害の被災者による申請に基づいて住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面である。

罹災証明書の交付に当たっては、申請者に罹災の状況がわかる写真等の証拠書類の提出を求めるとともに、必要に応じて職員が現地での調査を実施していることから、罹災証明書は災害による被害について証明力を有することが認められる。

また、処分庁は多数の被保護世帯の保護に係る事務を所管しており、個々の被保護世帯の自宅の変化について正確に把握することは困難であることを踏まえると、処分庁が罹災証明書に基づき災害による被害を認定することに、違法または不当な点は認められない。

## (3) 災害に伴う住宅維持費の認定の可否について

本件においては、審査請求人から処分庁に対し、下記のとおり3部の罹災証明書が証拠書類として提出されている。

(ア) 平成30年11月26日付け罹災証明書（罹災日時：平成30年2月8日、災害の名称：豪雪）

(イ) 平成30年11月26日付け罹災証明書（罹災日時：平成30年9月30日、災害の名称：台風24号）

(ウ) 令和2年1月28日付け罹災証明書（罹災日時：令和2年1月8日、災害の名称：強風）

以上3部の罹災証明書の交付に当たっては、それぞれ審査請求人から罹災証明願の提出があり、(ア)については、平成30年11月17日付けで罹災証明願が、(イ)については、平成30年11月17日付けで罹災証明願が、(ウ)については、令和2年1月23日付けで罹災証明願が、それぞれ福井市危機管理課に提出されていることが認められる。

しかしながら、3部の罹災証明願のいずれにも当該修繕箇所に関する記載はないことから、当該修繕箇所が罹災した事実は証明されない。

よって、災害に伴う住宅維持費が認定できない旨を決定した処分庁の判断に、違法または不当な点は認められない。

## 4 審査請求人に対する指導および助言について

審査請求人は、機構から貸付が受けられることを処分庁が教示しなかったことは不当である旨を主張している。

法第7条によれば、保護は、要保護者の申請に基づいて開始することが原則とされている。

また、当審査会において処分庁への調査を実施したところ、処分庁から、保護の開始の際に、生活

する上で困ったことがあればケースワーカー等に相談するよう被保護者に指導しているとの回答があった。

審査請求人の場合、機構の貸付を受けるためには、罹災証明書の添付が求められているところ、福井市から罹災証明書を取得した上で貸付を申し込んでいる。さらに、処分庁は、機構の貸付金の振込前に、貸付金を収入認定しない旨を決定している。

以上のことから、処分庁に助言等の点で違法または不当な点は認められない。

## 5 小括

上記1～4のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められないことから、本件審査請求には理由がない。

## 6 審理員の審理手続について

審査請求人は、審理員が当審査会に証拠を十分に提出しておらず、審理員の審理手続は不当であり、無効である旨を主張する。

行政不服審査法第42条第2項は、審理員が審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない旨を規定する。

審理員は、審理手続の終結後、行政不服審査法の規定に基づき、審査庁を通じて当審査会に審理員意見書と事件記録を提出している。事件記録としては、審査請求書や審査請求書の証拠書類、弁明書、弁明書の添付書類、審理員の審理手続における口頭意見陳述の要旨が提出されており、当審査会による審査請求人の主張する事実の認定に当たって、支障は生じていない。

よって、審理員による証拠の収集および提出に関することも含め、審理員の審理手続に違法または不当な点は認められない。

## 7 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 8 口頭意見陳述について

令和3年3月11日付けで審査請求人は、当審査会における口頭意見陳述を申し立てているが、当審査会の審査に当たっては、口頭意見陳述の記録など提示されている証拠書類等により審査に支障はなく、口頭意見陳述による更なる事実確認の必要性はないため、審査請求人に口頭意見陳述の機会を付与しないこととする。

福井県行政不服審査会委員名簿（五十音順）

氏名	備考
玄津 辰弥	会長
田中 住江	
永田 康寛	